



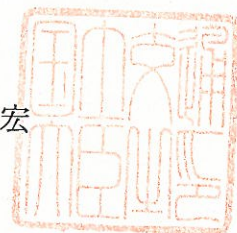
国海技第196号

公 示

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税率の引上げに伴い、水先料の上限の設定又は変更の認可を申請する場合に原価計算書その他水先料の上限の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がない場合について（平成24年2月10日付け国海技第157号国土交通大臣公示）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

平成26年2月10日

国土交通大臣 太田 昭宏



記

本則中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 本公示は、平成26年4月1日以降に設定又は変更する水先料の上限の認可申請について適用する。
- 2 前項の申請の受付は、公示の日から開始する。